

一般廃棄物処理手数料（ごみ及びし尿）の適正化について

1 適正化の背景

西東京市では一般廃棄物の処理をするにあたり、収集した廃棄物を東久留米市にある中間処理施設の柳泉園（清瀬市・東久留米市・西東京市の一部事務組合）に搬入し、資源化等の処理を行い、可燃ごみの焼却灰だけを日の出町にある二ツ塚最終処分場（25 市 1 町の一部事務組合）でエコセメントに資源化しています。

今回は、当市の一般廃棄物処理手数料のうち、家庭から排出される指定収集廃棄物以外のものについて、前回の改定以降、経費の増加も見込まれることから適正化を図ることとしました。

2 事業系一般廃棄物について

事業活動に伴う廃棄物は、大部分が産業廃棄物として処理されることから、一般廃棄物として中間処理施設である柳泉園にて処理される廃棄物は、可燃ごみのみとなっています。

(1) 現状

収集方法	手数料
市の許可業者により、排出事業者から直接収集	許可業者は、市が条例で定めた額を上限に料金を受領 (現行：1 kgにつき 52 円)

(2) これまでの改正経緯

改正時期	改正内容（収集運搬費＋処分費）
合併時	1 kgにつき 40 円（14 円＋26 円）
H18.10.1	1 kgにつき 49 円（14 円＋35 円）
H21.10.1	1 kgにつき 52 円（14 円＋38 円）

(3) 原価計算及び所管課の考え方

収集運搬及び処分に係る経費の原価計算を受益者負担率 100%で算出した結果、現行手数料と 10%以上の乖離が生じることから見直しを行うこととしたい。改定額は現行価格からの上限（おおむね 1.5 倍）の範囲である、1 kgにつき 78 円となるが、手数料の内訳として、処分費 38 円は、柳泉園組合条例で 3 年に 1 回（直近は令和 2 年度）見直されており、今回の対象からは除外といたします。

そのため、市の裁量範囲である収集運搬費 14 円について、現行価格の上限（おおむね 1.5 倍）の範囲となる、21 円に見直すこととし、処分費 38 円と合算した 59 円としたい。

3 粗大ごみについて

粗大ごみ処理手数料は、家庭から排出される廃棄物のみが対象となります。

(1) 現状

大部分の市が事前申込を受け、市又は委託業者が収集（手数料額も品目別でほぼ同額）
現行は1 kgにつき 52 円（当分の間 33 円）とし、品目別に金額設定

(2) これまでの改正経緯

改正時期	改正内容
合併時	1 kgにつき 40 円
H18. 10. 1	1 kgにつき 49 円
H21. 10. 1	1 kgにつき 52 円

※手数料額については、附則第 5 項により、当分の間 33 円

(2) 原価計算及び所管課の考え方

現行手数料は、原価計算に受益者負担率 100%で算出した結果や他市との品目別手数料との状況も均衡がとれているため、現行どおりとしたい。

4 し尿について

し尿手数料は、事業者と家庭から排出するものに分けて設定をしています。

(1) 現状

対象者	収集方法	手数料
事業者	市の許可業者が事業者から収集	許可業者が条例額を上限に料金を受取 (現行は1 lにつき 43 円)
一般家庭	市の委託業者が一般家庭から収集	排出者がし尿処理券を買い、委託業者が券を受け取り、手数料は市へ（現行は1 便槽 1 回当たり 2, 000 円）

(2) これまでの改正経緯

改正時期	改正内容	
	事業者	一般家庭
合併時	36lにつき 580 円 (常時居住する者がある場合は、1 人につき 1 か月 420 を控除する。)	同左
H16. 4. 1	1 lにつき 43 円	1 便槽 1 回当たり 2, 000 円

(3) 原価計算及び所管課の考え方

原価計算による算出額と現行手数料に 10%以上の乖離が生じることから見直しを行うこととしたい。

し尿処理量については減少しているものの、市との協定に基づいた災害発生時の仮設トイレの収集といった業務を行うことも想定されており、廃止は難しく、日常的な収集体制を維持する必要があります。

その一方で、日常的なし尿処理を必要としている一般家庭は30世帯ほどであり、し尿処理量が減少しつつある現状から、今後は原価計算結果がさらに高額になると推測され、一般家庭にそのまま求めるのは過度に負担を求めることとなると考えられます。

そのため、事業者から排出されるし尿については、現行価格の上限(おおむね1.5倍)の範囲となる、1ℓにつき64円とし、一般家庭から排出されるものについては、現状どおりとしたい。

5 手数料改正案と今後の予定

種 別	手数料	
	現行	改正案
事業系一般廃棄物	52 円/kg	59 円/kg
粗大ごみ	52 円/kg (当分の間、33 円/kg)	現行のとおり
し尿	事業者	43 円/ℓ
	一般家庭	2,000 円/1 回1 便槽
		64 円/ℓ
		現行のとおり

※事業系一般廃棄物及び事業者のし尿は、令和5年1月から改定予定としており、改定までに必要な事業者へ周知します。